

広報かるまい お知らせ版 412号 ①

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

12歳以下の新型コロナワクチン接種について

3月28日から5～11歳の方の新型コロナワクチン接種を実施しています。ワクチン接種による感染症予防効果と副反応について理解したうえで、ワクチン接種をご検討ください。

■実施日時

	1回目	2回目
①	5月23日(月)	6月13日(月)
②	5月30日(月)	6月20日(月)

全日程ともに

- (A) 14:00～ 受付時間13:15～13:45
(B) 15:00～ 受付時間14:15～14:45
(C) 16:00～ 受付時間15:15～15:45

■場所

軽米町健康ふれあいセンター（県立軽米病院となり）

■使用するワクチン

ファイザー社製小児用ワクチン 0.2ml

※12歳以上のワクチンとは希釈量や接種量等が異なります。

■予約期間

4月19日(火)9:00～5月19日(木)17:00

■予約方法

【インターネット予約（24時間対応）】

QRコードまたは軽米町ホームページ内のこちらのイラストから予約可能です。



【電話予約・相談】

軽米町コロナワクチン予約相談センター

☎0120-024-058（平日 9:00～17:00）

【来所して予約】

電話やインターネットでの予約が困難な方は、健康ふれあいセンターで受付します。

受付時間 平日9:00～11:00

◎予診票の署名欄には保護者の氏名、電話番号の欄には保護者の携帯電話等の緊急連絡先を記入してください。

◎接種当日は保護者の同伴が必要です。

【問い合わせ先】

健康福祉課・健康づくり担当（☎46-4111）

軽米町コロナワクチン予約相談センター

（☎0120-024-058）

50歳人間ドックのお知らせ

町では、今年度50歳になる方を対象に健診料無料の50歳人間ドックを実施します。

対象の方には、4月下旬頃に通知を送ります。

■対象者 昭和47年4月2日から昭和48年4月1日までに生まれた方

■実施期間 令和4年6月～令和5年2月

■健診料金 無料（全額町負担）

※オプション検査の料金は自己負担。

■健診機関 県立軽米病院、八戸赤十字病院、
八戸西健診プラザ、JA岩手県厚生連

詳細は、4月下旬にお送りする通知をご覧ください。

【問い合わせ先】

健康福祉課・健康づくり担当（☎46-4111）

生分解性マルチ普及推進事業費補助金について

町では、農業分野における廃プラスチックの排出抑制と農作業労働の省力化による生産性の向上を目的として、生分解性マルチの購入経費に対して補助金を交付します。

■補助対象者

町内に住所・農地を有し継続的に農産物を生産している農業者もしくは農業者団体

■補助金額

購入費用の5分の1以内を補助（上限10万円）

■申請書類

軽米町生分解性マルチ普及推進事業費補助金交付申請書

（軽米町役場産業振興課農林振興担当窓口で配布）

領収書等購入数量が確認できる書類

【問い合わせ先】

産業振興課・農林振興担当（☎46-4740）

水道メーターの交換について

水道事業所では、計量法に従い8年おきに各家庭の水道メーターの交換を実施しております。水道事業所が委託した水道業者が敷地内にて交換作業を行い、終了後「水道メーター交換終了のお知らせ」をポストに投函いたしますが、事前通知は行いませんのでご了承くださいませようをお願いいたします。

交換費用については、個人負担はありませんので、水道業者を装った詐欺等にはご注意ください。

ただし、下記により費用が発生した場合、使用者に費用をご負担いただく場合がありますのでご注意ください。

- ・老朽化した止水栓及び水道メーターボックスの交換作業及び材料費
- ・埋没した水道メーターや止水栓を掘り出す作業
- ・その他特別な作業や工事が必要とされる場合

今後も安心・安全な水道水の供給を行ってまいりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】水道事業所（☎46-4742）

『ゆったり介護の会』開催について

介護者のつどい「ゆったり介護の会」を開催いたします。どなたでもお気軽にご参加ください♪

■日時 毎月第3木曜日 13:30~15:30

■場所 軽米中央公民館 講座室

【問い合わせ先】

ゆったり介護の会（☎46-3560）

健康福祉課・福祉担当（☎46-4736）

町の特産品を活用した商品開発に補助金

町内の特産品・農林畜産物を活用し、地域産業への貢献が期待される新商品の開発、既存商品の改良、販路開拓などの取り組みに対し補助金を交付します。

■交付対象者

- ①町内に主たる店舗、事務所又は工場等を有する法人
- ②町内に居住する個人
- ③その他町長が定める団体等

■交付対象事業

次のいずれかに該当する取り組みであること。

※重複して申請することはできません。

事業名	事業内容	交付額
A. 商品開発	地域資源を活用した商品開発(必須) 当該商品の販路開拓に係る取り組み	20万円以内 (補助率2/3以内)
B. ブラッシュアップ	既存商品のブラッシュアップ(必須) 当該商品の販路開拓に係る取り組み	20万円以内 (補助率2/3以内)
C. 販路開拓	上記を伴わない販路開拓に係る取り組み(商談会への参加、販促物の作成等)	10万円以内 (補助率2/3以内)

■応募締切 6月30日(木)まで

■提出書類

A~Cの提出書類が異なるため、下記の問い合わせ先へお問い合わせください。

※事業代表者は審査会で事業の説明を行っていただきます。

※様式、要綱、その他ご不明点は、ホームページをご覧ください。

「軽米町役場ホームページ」→「事業者の方へ」→「軽米町商品開発等促進事業補助金について」

【問い合わせ先】

産業振興課・商工観光担当（☎46-4746）

国民健康保険の手続きをお忘れなく！

4月は就職や転勤など異動の多い季節です。

国保に加入する方、脱退する方は必ず届出をしてください。

	届出が必要なとき	届出に必要なもの
加入	軽米町に転入した	転出証明書
	職場の健康保険の資格がなくなった	健康保険資格喪失証明書
	健康保険の扶養から外れた	
脱退	他市町村へ転出する	国保の保険証
	職場の健康保険に入った	新しい保険証または健康保険資格取得証明書
	健康保険の扶養に入った	国保の保険証
その他	修学のために転出した	国保の保険証 在学証明書または 学生証の写し

手続きの際は本人確認書類(免許証、マイナンバーカード等)もお持ちください。

【問い合わせ先】

町民生活課・町民生活担当（☎46-4734）

広報かるまい お知らせ版 412号 ②

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

住宅リフォーム奨励事業について

現在お住いの住宅の耐久性や住環境を高めるためにリフォーム工事をした方に、経費に対し予算の範囲内で商品券を交付する事業です。

■交付対象者

- ① 町内に住所を有する方
- ② 町内に建てられている住宅の所有者の方
- ③ 町税等の滞納がない方
- ④ 対象工事について他の補助金を受けていない方

■対象工事

- ① 対象工事に要する経費が30万円以上（税抜）の工事

② 町内に営業所を有する法人又は個人の施工業者に依頼して行う工事

③ 申請した年度内に完了する工事

※対象外となる工事もありますので事前にお問い合わせください。

■商品券交付額

対象工事に要する経費の10%以内(限度額15万円)

【問い合わせ先】

地域整備課・環境整備担当 (☎46-4741)

飲用井戸の整備を補助します

町は、未給水区域の安全で安定的な飲用水の確保を目的に、飲用井戸の整備に要する費用を補助します。

補助金の額は対象経費の1/2の額で、交付限度額は次のとおりです。

共同実施 世帯数	1世帯 (単独実施)	2世帯	3世帯	4世帯以上
限度額	400,000円	600,000円	800,000円	1,000,000円

また、補助を受ける際は事前の申請と申請年度内での事業完了が交付要件となります。飲用井戸等の設置を予定されている方は早めの申し込みをお願いします。

なお、条件によっては補助を受けられない場合もありますので、申請前に担当課へお問い合わせください。

■受付期間

4月～10月頃まで(予算の状況により前後する場合あり)

■補助を受けることのできない場合

- ・給水区域内に飲用井戸等を設置する場合
- ・販売の目的で飲用井戸等付き専用住宅などを建築するときなど

【問い合わせ先】

地域整備課・上下水道担当(☎46-4742)

証明書の時間外交付等について

① 証明書等の時間外交付

毎週水曜日は、下記の時間外交付等を行っています。

〈交付可能な証明書等〉

印鑑登録証明書、住民票、戸籍証明書

個人番号カードの交付、申請、更新

② 個人番号カードの休日受付

毎月第4日曜日は、個人番号カードの交付、申請、更新を行います。

4月は、24日の9:00～16:00まで受け付けます。

※①②ともに事前に電話等で予約をお願いします。

【問い合わせ先】

町民生活課・総合窓口担当 (☎46-4735)

布団類の収集についてのお知らせ

指定袋に入る布団類の出し方は、可燃ごみではなく、粗大ごみとして出すようお願いします。

※指定袋に入る布団は ○粗大ごみの日 ×可燃ごみの日

【問い合わせ先】

町民生活課・町民生活担当 (☎46-4734)